

## 議案第19号

### 四條畷市介護保険給付費等準備基金条例の制定について

次のとおり四條畷市介護保険給付費等準備基金条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

#### 提案理由

令和6年度からの介護保険事業の単独実施にあたり、介護保険事業の円滑な運営を図るため、四條畷市介護保険給付費等準備基金を新たに設置いたしたく、本案を提案した。

## 四條畷市介護保険給付費等準備基金条例

(設置の目的)

第1条 四條畷市介護保険事業の円滑な運営を図るため、四條畷市介護保険給付費等準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金又は下水道事業会計の現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、四條畷市が行う介護保険の保険給付費、地域支援事業経費及び財政安定化基金拠出金の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。